



山形県公報

平成28年8月16日(火)
第2772号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……947
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……948
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(鶴岡工業高等学校) ……949
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第750号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|---------------------------------|---------|-------------|
| 医療法人いぶき会           | 訪問看護ステーション タカラ<br>鶴岡市宝田一丁目9番80号 | 訪 問 看 護 | 平成28. 7. 28 |

### 山形県告示第751号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ケアリッツ      | ケアリッツ介護支援サービス<br>鶴岡市羽黒町川代字八森238番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成28. 7. 19 |
| 有限会社ワイエヌケー     | 居宅介護支援事業所さずな<br>東田川郡庄内町余目字猿田7番地2  | 居 宅 介 護 支 援 | 同 7. 28     |

**山形県告示第752号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------------|----------|-------------|
| 医療法人いぶき会             | 訪問看護ステーション タカラ<br>鶴岡市宝田一丁目9番80号 | 介護予防訪問看護 | 平成28. 7. 28 |

**山形県告示第753号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日      |
|------------------------------------|----------------------------------|------------|
| 一般社団法人 P a s i o<br>鶴岡市宝田三丁目19番20号 | アスピア精神保健福祉士事務所<br>鶴岡市宝田三丁目19番20号 | 平成28. 8. 2 |

**山形県告示第754号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、置賜総合支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市及び東置賜郡川西町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年8月8日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量（数値地形図作成））

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人つるおかランド・バンク
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 俊夫
  - (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市ほなみ町1番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鶴岡市民、市内に転入する者及び市内に空き家、空き地を所有する者に対して、密集住宅地の空き家、空き地、狭あい道路を一体的に行う区画再編事業の調整に関する事業や、市内全域の空き家、空き地問題の解決に関する事業を行い、良好で快適な住環境整備に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年8月16日

山形県立鶴岡工業高等学校長 阿 部 進

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立鶴岡工業高等学校事務室 鶴岡市家中新町8番1号 電話番号0235(22)5505
- 3 落札者を決定した日 平成28年7月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- 5 落札金額 4,838,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年6月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成28年6月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年8月16日

山形県監査委員 森 田 廣  
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
山形県監査委員 会 田 稔 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関16箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関                   | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------------|------------|-------------|------|
| 酒 田 水 道 事 務 所                 | 平成28年6月27日 | 広谷委員        | 会田委員 |
| 最 上 電 気 水 道 事 務 所             | 平成28年6月27日 | 広谷委員        | 会田委員 |
| 置 賜 電 気 水 道 事 務 所             | 平成28年6月27日 | 森田委員        | 加藤委員 |
| 港 湾 事 務 所                     | 平成28年6月29日 | 広谷委員        | 会田委員 |
| 鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所             | 平成28年6月29日 | 広谷委員        | 会田委員 |
| こ ころ の 医 療 セ ン タ ー            | 平成28年6月29日 | 広谷委員        | 会田委員 |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー 養 豚 試 験 場 | 平成28年6月29日 | 森田委員        | 加藤委員 |

|                   |            |      |      |
|-------------------|------------|------|------|
| 庄内空港事務所           | 平成28年6月29日 | 森田委員 | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター水田農業試験場 | 平成28年6月29日 | 森田委員 | 加藤委員 |
| 病虫害防除所庄内支所        | 平成28年6月29日 | 森田委員 | 加藤委員 |
| 新庄病院              | 平成28年6月30日 | 広谷委員 | 会田委員 |
| 農林大学校             | 平成28年6月30日 | 広谷委員 | 会田委員 |
| 農業総合研究センター畜産試験場   | 平成28年6月30日 | 広谷委員 | 会田委員 |
| 村山電気水道事務所         | 平成28年6月30日 | 森田委員 | 加藤委員 |
| 河北病院              | 平成28年6月30日 | 森田委員 | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター園芸試験場   | 平成28年6月30日 | 森田委員 | 加藤委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ こころの医療センター

(イ) 前年度の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 扶養手当について、認定しているにもかかわらず支給せず、追給を要するもの 1件

平成27年4月分から平成28年3月分まで

既支給額 0円

正支給額 78,000円

要追給額 78,000円

#### ロ 酒田水道事務所

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

平成27年度酒田工業用水道北港配水管修繕工事

契約金額 1,123,200円

要契約保証金 112,320円

#### ハ 農業総合研究センター畜産試験場

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に委託料の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件

複合肥料購入

契約金額 1,235,520円

検査日 平成27年4月17日

請求書受理日 平成27年11月2日

支払日 平成27年11月30日 外1件

合計 2,434,320円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 2件

ガスクロマトグラフ質量分析計修繕

|        |               |
|--------|---------------|
| 契約金額   | 1,297,825円    |
| 検査日    | 平成27年12月18日   |
| 請求書受理日 | 平成28年3月25日    |
| 支払日    | 平成28年4月8日 外1件 |
| 合計     | 2,161,825円    |

## 二 河北病院

- (イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

- a 住居手当について、支給の始期を誤り、返納を要するもの 2件
- 平成27年4月支給分
- |      |             |
|------|-------------|
| 既支出額 | 17,000円     |
| 正支出額 | 0円          |
| 要返納額 | 17,000円 外1件 |
| 合計   | 39,000円     |
- b 寒冷地手当について、給与システムの処理を誤り、返納及び追給を要するもの 3件
- (a) 平成27年11月支給分から平成28年3月支給分まで
- |      |         |
|------|---------|
| 既支出額 | 51,000円 |
| 正支出額 | 36,800円 |
| 要返納額 | 14,200円 |
- (b) 平成28年3月支給分
- |      |            |
|------|------------|
| 既支出額 | 7,360円     |
| 正支出額 | 10,200円    |
| 要追給額 | 2,840円 外1件 |
| 合計   | 18,040円    |
- c 住居手当について、給与システムの処理を誤り、返納を要するもの 1件
- 平成28年3月支給分
- |      |         |
|------|---------|
| 既支出額 | 27,000円 |
| 正支出額 | 26,000円 |
| 要返納額 | 1,000円  |
- d 通勤手当について、給与システムの処理を誤り、返納を要するもの 1件
- 平成28年3月支給分
- |      |         |
|------|---------|
| 既支出額 | 16,100円 |
| 正支出額 | 7,000円  |
| 要返納額 | 9,100円  |
- e 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 1件
- 平成27年5月支給分
- |      |         |
|------|---------|
| 既支給額 | 16,100円 |
| 正支給額 | 0円      |
| 要返納額 | 16,100円 |
- f 赴任旅費について、支給対象外の職員に支給し、返納を要するもの 2件
- |      |             |
|------|-------------|
| 既支給額 | 94,244円     |
| 正支給額 | 0円          |
| 要返納額 | 94,244円 外1件 |
| 合計   | 94,904円     |
- g 赴任旅費について、交通費に係る起点を誤り、追給を要するもの 1件
- |      |      |
|------|------|
| 既支出額 | 440円 |
| 正支出額 | 890円 |

要追給額 450円

(2) 注意事項

イ 収 入

(イ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(農林大学  
校、農業総合研究センター畜産試験場)

ロ 支 出

(イ) 根拠とする契約書を誤って支出したものがある。(新庄病院)